

一般社団法人日本看護系大学協議会定款施行細則 変更案

この施行細則は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第45条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

（会費）

第1条 本会の会費は、定款第9条第2項にもとづき、1校につき年額230,000円とする。

2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。ただし新会員校の会費納入日はこの限りではない。

（理事候補者の種類及び選出）

第2条 本会の理事候補者については次の3種とする。

（1）選挙理事候補者

別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出された者を選挙理事候補者とする。

（2）指名理事候補者

代表理事が理事会の承認を得て、前項の候補者とは別に社員の中から推薦した者を指名理事候補者とする。

（3）常任理事候補者

常任理事は、本会の事務所を主たる勤務地とする理事であり、社員に限らず理事会が推薦した者を常任理事候補者とする。

（監事候補者の選出）

第3条 監事候補者は、別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出する。

（役員候補者の人数）

第4条 選挙理事候補者は、10名とする。

2 指名理事候補者は、3名以内とする。

3 常任理事候補者は、理事会が必要と認めた場合に限り、2名以内で置くことができる。

4 監事候補者は、2名とする。

（役員候補者の補欠候補者）

第5条 定款第22条第2項の補欠役員の候補者は、役員候補者選挙の次点者から得票順に若干名選出する。

（役員候補者の任期）

第6条 役員候補者の再任は、選挙理事・指名理事・監事の別を問わず連続しては2回（3期）までとする。

2 常任理事の再任は、第1項の規定にかかわらず、常任理事として就任してから連続2回（3期）までとし、選挙理事・指名理事・監事を連続3期務めた者を常任理事に選任することを妨げない。

- 3 常任理事以外の役員については、任期中に会員校から代表として推薦された社員でなくなった場合は、原則辞任するものとする。後任を選任する場合の候補者は、役員候補者選挙において次点の者から順に選任する。
- 4 第3項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

(委員会の設置)

第7条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第35条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員会を置く。

(常設委員会)

第8条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 高等教育行政対策委員会
- (2) 看護学教育質向上委員会
- (3) 看護学教育評価検討委員会
- (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会
- (5) 広報・出版委員会
- (6) 国際交流推進委員会
- (7) データベース委員会
- (8) 災害支援対策委員会

(臨時委員会)

第9条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。

- 2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。
- 3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。

(定款施行細則の改正)

第10条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、~~平成22~~2010年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、~~平成26~~2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、~~平成27~~2015年2月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、~~平成28~~2016年6月20日から施行する。

附則 この規程の改正は、~~平成29~~2017年3月25日から施行する。

なお、第6条(役員の任期)についての規定の変更は~~平成28~~2016年度に選任された役員を1期目として適用することとする。